



アーカイブ 12 年～2016 年を迎えて～

国際資料研究所 代表 小川千代子

あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひ申し上げます。2005 年をアーカイブ元年と唱えて今年で 12 年目を迎えました。干支なら一回りです。

2005 年当時と現在を比べると、アーカイブ世界では公文書管理法ができたことが特筆すべき変化だといえるでしょう。この公文書管理法は、民主主義の主権者たる国民が、公文書へのアクセスを確保するために、行政当局が公文書の適切な管理を行うように仕向けるための制度である、と考えていました。2011 年、公文書管理法が施行される直前に、3.11 大震災が起きました。アーカイブ機関、博物館、図書館などが被災しました。公文書を保有する役所も被災しました。地震や津波の被害は公共施設とは無縁、そんなことをどこかで考えていた私たちは、その考えが間違っていたことを、被災した多くの博物館、図書館、アーカイブ機関、そして市町村役場を目の当たりにして、思い知らされました。災害の規模が大きければ、公共機関といえども被災する。被災した公共機関では、人的被害とともに、所蔵資料の被害が出る。とりわけ市町村役場やアーカイブ機関では、津波による資料の水濡れが業務遂行に直接影響する。そんなことが、災害の被害で実体験として共有されることになりました。

ボランティアによる資料の救助は積極的に行われるようになりました。全史料協や国立公文書館等による昨年 9 月の茨城県常総市役所の洪水による水損文書救助の積極的な取り組みは特筆すべきでしょう。1995 年の阪神淡路大震災では、専門家団体も国立機関も、熱意ある個人の活動を見守るばかりであったことを思い返すと、文字通り隔世の感があります。デジタル画像による被災状況の記録作成もまた、非常に積極的に行われました。デジタル画像による被災状況の記録は、現在では国立国会図書館のポータルサイト「ひなぎく」に収められているようです。筆者はこのような貴重な記録こそは、一刻も早

くユネスコ世界記憶遺産に登録され広くアクセスを提供し地球規模で情報の共有化を図るべきだと考えます（本号 4～6 頁に関連記事）。

昨年 12 月にパリで地球温暖化に関する国際会議、COP21 が開催されました。1995 年の京都議定書の改訂など、日本でも大きな関心事となっていました。当然、温暖化と CO2 削減の問題は大きく報道されました。ところで、過去からこれまでの気候変動を科学的に解明し、未来に向けて地球環境を守る取り組みを継続するためには、日常的に世界各地の気象に関する記録の作成と保管・利用が欠かせないことに触れた報道は見る事ができませんでした。気象観測分野では、記録作成とその管理並びに長期保存という地道な日常活動が行われています。これがなければ地球温暖化に関するデータを集めることはできません。気象観測に関する記録管理とアーカイブ保存は、地球温暖化を巡る議論の重要な情報源となっていることに、もっと着眼した報道をしてほしいと感じました。

12 月 28 日には長年にわたって日韓の最大の懸案だった慰安婦問題で、両国政府が合意しました。日本側はソウルの日本大使館前にある慰安婦問題を象徴する少女像の撤去を条件に基金創設を提案、これに対して韓国側では賛否の意見が分かれているようです（時事ドットコム <http://www.jiji.com/jc/zc?k=201512/2015123000505>）

(2016-12-31 確認)。両国政府は当時の記録に基づく事実の解明を十分に行ったのかは、報道レベルでは判然としません。

アーカイブ 12 年を迎え、記録に基づく事実の解明を行うことが社会的にさらに普及することを願ひ、年頭のご挨拶といたします。

末筆ながら、読者の皆様のご多幸ご健勝をお祈りします。

おもな内容

アーカイブ 12 年 2016 年を迎えて……………	1
DJI 年表 アーカイブ 12 年……………	2
【チヨコの視点】ユネスコの世界記憶遺産登録事業……………	4
国立公文書館フェロー高山の正也氏……………	6

DJI レポート No.103+104 20160101


【散歩道】生誕百年記念小平邦彦展示会……………	7
【記憶のはなし】哀しみ本線日本海……………	8
文献紹介 秘密と公開/収容所から来た遺書/他……………	9
あしあと/活動/巻末随想 映画杉原千畝……………	10

【DJI 年表】アーカイブ 12 年

本誌では 2005 年を「アーカイブ元年」と唱え、アーカイブ俯瞰記事の掲載につとめてきました。

これはアーカイブ元年以来の関連記事一覧表です。 ©小川千代子 2015.12.31

年	本誌 No.	記事	備考
2005	61 巻頭	2005 年をアーカイブ元年に 目標 文書基本法の実現 基礎自治体のアーカイブ整備	2004 年、日経新聞の連載「アーカイブ零(ゼロ)年」をうけ、国際資料研究所として 2005 年を「アーカイブ元年」と宣言。4 月、E 文書法施行
2006	65 巻頭	アーカイブ元年からアーカイブ 2 年へ ①文書基本法の実現②市区町村のアーカイブ整備③電子記録の長期保存必要性主張④日本のアーカイブ活動の国際的発信	2005 年から N I R A「公文書管理の法制度検討委員会」(委員長高橋滋一橋大学大学院教授)、内閣府「懇談会」に中間書庫と電子媒体記録の 2 研究会が置かれる 6 月「宙に浮いた年金記録」が約 5000 万件あることが判明
	66 巻頭	アーカイブ 2 年 文書基本法の実現に向けて DJI「文書基本法」の見直し	
	69 巻末随想	アーカイブ 2 年回顧と展望 電子記録の長期保存がアーカイブ 3 年の課題	
2007	70 主張	アーカイブ 3 年 ブルーシールド国内委員会設立を！→NDL/ JLA『ブルーシールド—危機にひんする文化遺産の保護のために』出版	国民保護法成立、有事の文化財保護の根拠法。ブルーシールドの根拠であるハーグ条約を批准。 社会保険庁、国民年金記録 5 千万件が宙に浮く、など国会で問題となる
	71 視点	今こそ記録管理院を創設せよ (社会保険庁年金記録問題をうけ)	
2008	73 視点	アーカイブ 4 年を迎えて 相次ぐズサン文書管理、問われる「国家の品格」	3 月、公文書管理のあり方等に関する有識者会議、発足。7 月、中間報告、11 月、最終報告。 http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/koubun/index.html
	74 巻末随想	文書管理法と文書局	
	75+76 視点	国家事業として取り組むべき公文書管理	
2009	77 視点	公文書管理法の早期成立を望む(アーカイブ 5 年)	6 月 20 日、公文書管理法成立 11 月 21 日、外務省が保管する日米外交密約文書の存在が明るみに出る。
	79+80 視点	DJI の視点 成立した公文書管理法	
	81 視点	市場となるアーカイブ(アーカイブ 6 年)	
2010	82+83 散歩道	博物館・図書館におけるアーカイブズの存在と MLA 連携	7 月公文書管理委員会(座長御厨貴東京大学教授)発足、公文書管理法がドラフト制定。
2011	84 巻頭 巻末随想 視点	アーカイブ 7 年を迎えて 大丈夫? 大学アーカイブ ◆近況・アーカイブ 6 年、日本のアーカイブとアキスト	3 月 11 日 東日本大震災 ツイッターによる救援呼びかけが盛んに行われ、saveMLAK の活動に関心が集まる。被災地で失われた風景等の記憶の保存を目指す、デジタル写真アーカイブプロジェクト、広がる(ヤフーサイト等) 4 月 公文書管理法施行 5 月 外務省外交機密文書の公表
	85 巻頭 記録集 散歩	東日本大震災お見舞い DJI メルトモ速報再録 1.1~3.31 3.11 大震災とツイッター	
	86+87	記録・千葉県九十九里町、旭市飯岡町の津波被害、野田村の図書館、大槌町役場の公文書	
2012	88 巻頭	アーカイブ 8 年 DJI 記事年表	1 月 原発事故時の議事録不作成が問題となる 4 月 国立国会図書館長で、デジタル・アーカイブを推進した長尾真氏、退任。 7 月 ICA 大会、オーストラリア、ブリスベン
	89 巻頭	今、トレンドは『アーカイブ』	
	90 巻頭	突撃! モンゴルの国立記録管理院+アーカイブセンター(～92) アーカイブの看板@ベルリン(転載)	
	91 巻頭	4 年目を迎えた UNHCR ボランティア	

	92 巻頭 見学記	国際連盟アーカイブ in Geneva 福井県立文書館見学レポート DAS Do you know? SAAのMLから	10月 円の対ドル相場が75円32銭の過去 最高値 12月 政権交代, 自民党安倍総理大臣就任
2013	93 巻頭 見学記 視点	アーカイブ9年 DJI記事年表 ベルンとベルリンの公文書館見学記 アーカイブの世紀がはじまった	志立託爾氏 (元三菱信託銀行〈現三菱UFJ 信託銀行〉) 社長1月31日死去、享年85。 2月 国立公文書館長公募
	94 巻頭 視点 消息	三ツ星! 東京都公文書館の情報検索システ ム 激写! 再訪モンゴルの国立公文書館外観 小布施町文書館 (4月24日)	4月 自民党憲法改正草案発表 6月 新国立公文書館長に加藤丈夫氏 9月 アーカイブ・記録管理全国大会 10月 特定秘密保護法案、国会で審議入り
	95 報告 視点 紹介	タイの国立公文書館見学記 ついに実現! ウランバートルのアルヒーフ 見学 新国立公文書館長	11月、国会周辺で保護法案反対デモ盛ん 11月23日 国際資料研究所緊急声明発表 11月25日 記録管理学会緊急声明発表 12月6日 特定秘密保護法成立
	96 見学記	新館見学! フランス国立公文書館 ロンドンで教会のアーカイブ調査! 国際赤十字委員会アーカイブの訪問調査と ...	12月26日 安倍晋三首相靖国神社参拝
2014	97 巻頭 年表 98+99 見学記	年頭挨拶 DJI緊急声明2013. 11. 23 アーカイブ10年 DJI記事年表 パリ市公文書館	2月 猪瀬前知事辞職に伴う東京都知事選 挙 7月 解釈改憲閣議決定 12月10日 特定秘密保護法施行
2015	100 巻頭 101 巻頭 102 巻頭 Web	所感「公文書管理の課題」/茨城県常陸大宮市 文書館見学 情報公開制度の成熟と文書主義衰退 法5年見直し合同研究集会と共同宣言の提 出 ウェブ上に総目録掲載	1月 公文書管理法ガイドライン改訂 アーカイ ブ・サミット開催 7月 記録管理学会、アーカイブズ学会他共同 提言書作成 8月 総理大臣他あて共同提言書提出 9月 安保法参議院特別委員会で強行採決 10月 ユネスコ世界記憶遺産に南京大虐殺資 料(中国)、シベリア抑留資料(日本)登録。日 本国政府、不快を表明。海外では日本のこの 動きに注目。ICA国際文書館評議会人権問 題ワーキング・グループニュースレター10月 号に関連記事掲載。ICA Resources>Online Resources Centre>HRWG Newsletter> HRWG Newsletter, October 2015 <a href="http://www.ica.org/18340/hrwg-newsletter/hrwg-newslette
r-october-2015.html">http://www.ica.org/18340/hrwg-newsletter/hrwg-newslette r-october-2015.html (2015-12-31確認) 12月 歴史学研究会、記録管理学会等7団 体合同で「施行1年の特定秘密保護法 歴史 学,アーカイブズ学から考える」シンポジウム 開催 於明治大学
		 12月のシンポジウムを報じる新聞記事 【詳細は本誌10頁活動記録参照】	
2016	103+104 巻頭	年頭挨拶/DJIアーカイブ年表 ユネスコの世界記憶遺産登録事業をめぐって	ICA大会、9月5-10日、ソウルで開催予定 <a href="http://www.ica.org/12504/about-the-congress-2016/
about-the-ica-2016-international-congress.html">http://www.ica.org/12504/about-the-congress-2016/ about-the-ica-2016-international-congress.html (2015-12-31確認)

【チョコの視点】

ユネスコの世界記憶遺産登録事業をめぐって

—舞鶴への生還（シベリア抑留者記録、日本）、
南京大虐殺記録（中国）と日本政府—

市民会議ニュース 2015. 11. 26 No. 163 既報加除訂正；調査会法情報 <http://blogs.yahoo.co.jp/siminkjp>

ユネスコの記憶遺産登録事業と各国の登録資料の現状について、市民会議の川村一之さんから質問のメールをいただいた。ちょうど、テレビニュースで、菅官房長官が中国の南京虐殺資料が世界記憶遺産登録されたことについて不快の意を表し、ユネスコの加盟分担金の支払いをやめると記者会見で語っていたシーンに驚いていたので、よい機会と思いをまとめてみた。

【川村さんの質問1】

今、中国が申請した「南京大虐殺記録」や日本が申請した「シベリア抑留記録」が世界記憶遺産に登録されたことで、記憶遺産登録に対する「政治利用」ではないかとの批判が行われています。また「慰安婦記録」は今回は見送られましたが、中韓の協力で再申請する動きも出ています。これらのことについて小川さんはどのようにお考えでしょうか。

【小川の回答1】

現状のユネスコ記憶遺産登録プログラムは政治利用されていると思います。それでよいと思います。どんな資料であれ、歴史を語る資料が非政治的ではありえない。ですから、日本側も政治利用で南京大虐殺の反証記録だとか、原爆絵画や被爆者の医療記録などをどんどん記憶遺産登録に申請するべきだと思います。そうした記録が「アクセス可能になる」というのが、記憶遺産登録ができた場合の「成果」ですから。そもそも論ですが、何を大切な記録と考えるかは、常に流動的であり、「正解」はありません。アーカイブ資料の評価選別（公文書管理法で言うところの歴史公文書の指定にあたる）は、さまざまな基準が設けられているとは言いながら、結局は評価者によりその結果は必ず異なります。（残念ながら、この点は、行政の中ではなかなか理解されませんね。）

【川村さんの質問2】

またそもそもユネスコ「世界記憶遺産」登録はどのようにして始まったものなのか、そして小川さんはどのように評価されているか、お教えてください。

【小川の回答2】

ユネスコの活動は、日本国内では日本ユネスコ国内委員会の担当で、この上部組織は文部科学省です。ユネスコ記憶遺産事業に関しては、文

部科学省のホームページを見ると、日本政府の対応がわかりやすく説明されていると思います。
<http://www.mext.go.jp/unesco/002/006/002/002/shiryo/attach/1312013.htm>（2015-10-20）

ここには、「世界の重要な記憶遺産の保護と振興を目的に、1992年に開始された情報・コミュニケーションセクターの事業」と説明があります。

私自身は、1993年にこの事業にかかわりを持ちました。この時私自身が担当した調査事業の成果は、1995年の拙稿「20世紀日本における文書遺産の被害—ユネスコ/ICA『世界の記憶』プロジェクトの国内調査—」（小川雄二郎監修『図書館・文書館の防災対策』、雄松堂出版、pp.197-209）にまとめましたが、その中でこの事業について「…危険にさらされた記録遺産の保存およびそれらの広範なアクセスと普及を意味するものであり、ICA加盟各国の政府に対し、それぞれの国の記録持参の保護がいかに重要であるかということについて関心を喚起しようとする意図が含まれていた。」と紹介しています。

当時、この事業は始まったばかりだったせいか、日本でも世界でも、関心を持つ人はあまりいなかったように記憶します。2001年6-7月来日した、当時のICA国際文書館評議会事務総長、ヨアン・ファン・アルバダ氏は「ユネスコは、やるべき仕事が見つからなくなったから、あんなことを始めたのかな」と語っていました。

他方、中国や韓国などでは、早くからこの世界の記憶遺産への登録には力を入れていた模様です。自国の文化の宣伝になることに気づいていたのでしょう。しかし、21世紀初頭の日本ではこのプログラムへの理解がほとんど進みませんでした。とりわけ政府の反応は鈍かったと感じています。ところが、2011年に政府が把握しないままに、山本作兵衛の筑豊炭田の記録画が

世界の記憶に登録されたのを契機に、日本政府はこの登録に積極的な動きを見せ出したように思います。こんな経過を見ると、記憶遺産事業や世界遺産登録事業は、母体組織（国とか団体等々）の文化や歴史を対外的に強調するツールとして非常にインパクトがあります。したがって、政治色が強く出るのは当然だろうと考えます。

【川村さんのコメント】

この夏は「世界文化遺産」登録を巡っても日本の「産業革命遺産」を巡って強制労働をどのように表現するかで日韓間で問題になりました。世界文化遺産では戦争遺産としてはポーランドのアウシュビッツ強制収容所がありますし、日本の原爆ドームもそうでしょう。

中国では旧日本軍の731部隊跡地が世界文化遺産登録を目指しています。

今後も日中間で問題になりそうです。

【小川のコメント】

ご指摘の世界文化遺産は、先の大戦にかかわる「負の遺産」といわれるものですね。その資料に対する評価は、国や地域、立場によって大きくわかれるものになると思います。ですから、さしあたり日中韓が、先の大戦時の遺構や諸記録などの「文化財」の価値観を共有できるとは私には思えません。とても難しいと思います。だから、両国の意見の違いを取り上げ、そこを問題にするべきではないと思います。お互いに価値とか重要性の考え方に違いがあることを前提に、それぞれの道を進む方が平和的だと思います。

お互いに価値とか重要性の考え方に違いがあることを前提とするならば、中国や韓国が「先の大戦」で日本側が残した幾多の爪痕の記録を世界遺産登録することについて、日本政府を含め私たちは寛容な態度をとるべきであると思います。それぞれの国や地域が先の大戦で日本という国に対して抱いた恐怖や不快感は、私たち日本人が原爆による攻撃で受けた恐怖、不快、恨みなどと同じく、長く残り続けるものです。そんなに簡単に忘れられるものではありません。否、忘れないためにこそ、記録は残され、継承される必要があります。ユネスコの記憶遺産事業や世界遺産登録事業は、こうした「忘れられない、忘れたくない記憶の根拠」を世界規模で明示するにはうってつけです。被害者であったことと同時に加害者でもあったことは、記憶と

記録遺産によってしか思い起こすことはできません。

プーチン大統領が、シベリア抑留者の記録(正式には「舞鶴への生還) 1945～1956 シベリア抑留等日本人の本国への引き揚げの記録(申請者:京都府舞鶴市)を記憶遺産登録するのは「おかしい」「二国間の問題として処理すべき問題」といつているという報道がありました。これは、菅官房長官がユネスコへの拠出金停止をちらつかせたのに比べればよほど外交交渉的だと感じました。私たち日本側は、日本の歴史と価値観に従ってユネスコに登録申請をする立場にあるのです。その立場から、シベリア抑留記録を申請しただけのことです。今後は米国による原爆投下に起因するあの莫大な被害の記録も、記憶遺産に登録申請すればいい。世界の記憶遺産の大半がこうした政治利用的登録申請となるかもしれないですね。でも、そうなれば、ユネスコのほうで対応を考えるでしょう。

記憶遺産登録では、各国の評価の結果を受けて、ユネスコはユネスコとしての評価を下します。しかし、そもそもあまたある資料のうち、何が大切なのか、何が重要と思うのかという価値判断は、判断する人が違えば十人十色、千差万別が当たり前です。基準を設定すればだれでも同じ判断を行えるのではないかと考えるのは、日本ではかなり一般的ですが、これは間違いです。判断する人が違えば結果は異なる、という多様性の原則を理解していないと、資料(や事案等々)の重要性に関し自分の価値判断を他人に強要するという愚を犯しがちです。ガーディアン紙が10月25日付でこれを取り上げました。

世界記憶遺産は、「ユネスコ世界記録遺産国際諮問委員会によって、人類が長い間記憶して後世に伝える価値があるとされる楽譜、書物、写真などの記録物を対象に登録されるもの。選考基準は真正性と世界的重要性の有無などで、「世界の記憶」「世界記録遺産」とも呼ばれている。世界記憶遺産は、世界遺産とは異なり、自治体や団体でも登録申請できる。審査は2年に1度行われる(1度に推薦できるのは1国2件以内。)」と説明されています。

ユネスコの記憶遺産登録事業は、世界各地に散在する重要記録を国や自治体、団体などがユネスコに対し登録申請するというシステムですから、登録申請主体の考えに沿ってその「重要記録」が選ばれます。この点、アーカイブ資料

の選び方と重なります。申請主体側が抱く価値観により提出された登録「候補」記録は、ユネスコ側の選考基準（真正性と世界的重要性の有無）により登録が決定されます。

今回、ユネスコでは南京虐殺の記録に真正性と世界的重要性を認めました。日本政府はこの決め方について改善を求めるといことです。私は、もし南京虐殺の記録の真正性に問題があるというなら、日本政府はそれに対する反証記録をすぐにも提示して、これを同時に日本政府として世界の記憶遺産に登録するように求めるべきです。日本側に反証となる記録があるのかわからないのかを直ちに調べるべきです。これができるような公文書管理体制を整備することこそが求められるはずで。同時に、「舞鶴への生還」記録の真正性と世界的重要性について、日本政府はどのような主張ができるのか、これも理論武装を早急に行う必要があると思います。登録申請主体が国ではなかったからといって、日本政府はロシアはもとより世界に対しその真正性と世界的重要性に関する説明責任を免れません。

【小川雑感】

ところで、私見ですが今後も日本がユネスコの記憶遺産登録に応募するなら、国会図書館が擁するデジタル・アーカイブ・データベース「ひなぎく」、つまり 3.11 を契機に大量に作成された震災デジタル・アーカイブを、一日も早く世界記憶遺産登録に申請するとい。世界の記憶遺産登録の目的は、真正性、重要性、そしてアクセスできるようにすることにある。その考え方は復興構想 7 原則の第 1「失われたおびたしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。」とピタリと一致してはいませんか。大規模な地震と津波という自然災害による未曾有ともいべき被害と復旧の記録、これを人類共通の財産として共有化するのは極めて意義深いと思います。

結びに、私のささやかな国際機関とのかかわりに基づき不勉強ながら最近の国際情勢について感想を記します。

まず、南京虐殺記録という中国にとって大切なものを日本では大切に思わない、この記録を

世界記憶に登録するのは不快だという態度をとるのは、中国の価値感を否定することでしかありません。南京虐殺の史実についての見解が日中でわかれているのは、その是非はともかく事実です。その事実に向き合い、反証となる記憶遺産を提示し、これを世界遺産登録の対象とするように求めるというのであればともかく、ユネスコとの付き合いをやめたい、などという態度はどうでしょう。なんだか、1933年に国際連盟脱退したときの日本帝国政府の対応に通じるのを感じます。以下は聞きかじり情報に基づく思いつきばかりではありますが、少しだけ。国際連盟脱退に至る経過では、リットン調査団による満州国調査報告が日本側の意向に反する内容であったことと、それを各国が支持したため日本が国際連盟の中で孤立を深めていったという国際情勢があったのではないかと想像します。言い換えれば、国際舞台で日本はイジメにあい、それを跳ね返そうとした結果、孤立した。アメリカのしめつけ⇒イジメは更にエスカレートした。そのために、耐え切れなくなった日本が国際法を無視した形で真珠湾攻撃を「させられ」太平洋戦争に突入したのではないか。端的に言って 1930-40 年代の欧米列強は、礼儀正しく日本国をイジメていたと感じます。軍縮とか、満州国傀儡政権とかどれも反論しにくい難癖をつけ日本国を追い込み、早晚日本が「キレ」て自ら戦争を引き起こすことを想定し、そのように仕向けていたのではないかと、私はそんなイメージで昭和前期をとらえています。そして日本国はまんまと相手の挑発に乗ってしまい、太平洋戦争が始まった…。今、世界「列強」は日本に対する包囲網を再び狭めようとしているかも。TPP、安政法制、特定秘密保護法、あれこれ気になるところです。

2015.10.20 記 小川千代子

国立公文書館フェローの高山正也氏 「日本の公文書館認識の貧しさ、 南京大虐殺資料の登録の遠因」



自国資料、アーカイブズ化を ユネスコ記憶遺産に「南京大虐殺」登録 高山正也氏に聞く:朝日新聞デジタル

ユネスコ(国連教育科学文化機関)の世界記憶遺産に「南京大虐殺の記録」が登録されたことを受け、馳浩文部科学相は今月、19日のユネスコ本部で、選考過程の透明化に向けた改善を求めた。一方で、日本側の課題を指...

WWW.ASAHI.COM

2015年11月19日付朝日新聞デジタル

【アーキビストの散歩道】

生誕百年記念小平邦彦—代数幾何学の巨人

学習院大学史料館で展示会

平成27年度 学習院大学史料館ミニ展示

生誕百年記念

代数幾何学の巨人

小平邦彦

KODAIRA Kunihiko—a giant of algebraic geometry

会期 平成27年 10月15日(木)▶30日(金)
9:30~17:30
休室日:日曜、10月16日(金)、10月17日(土)

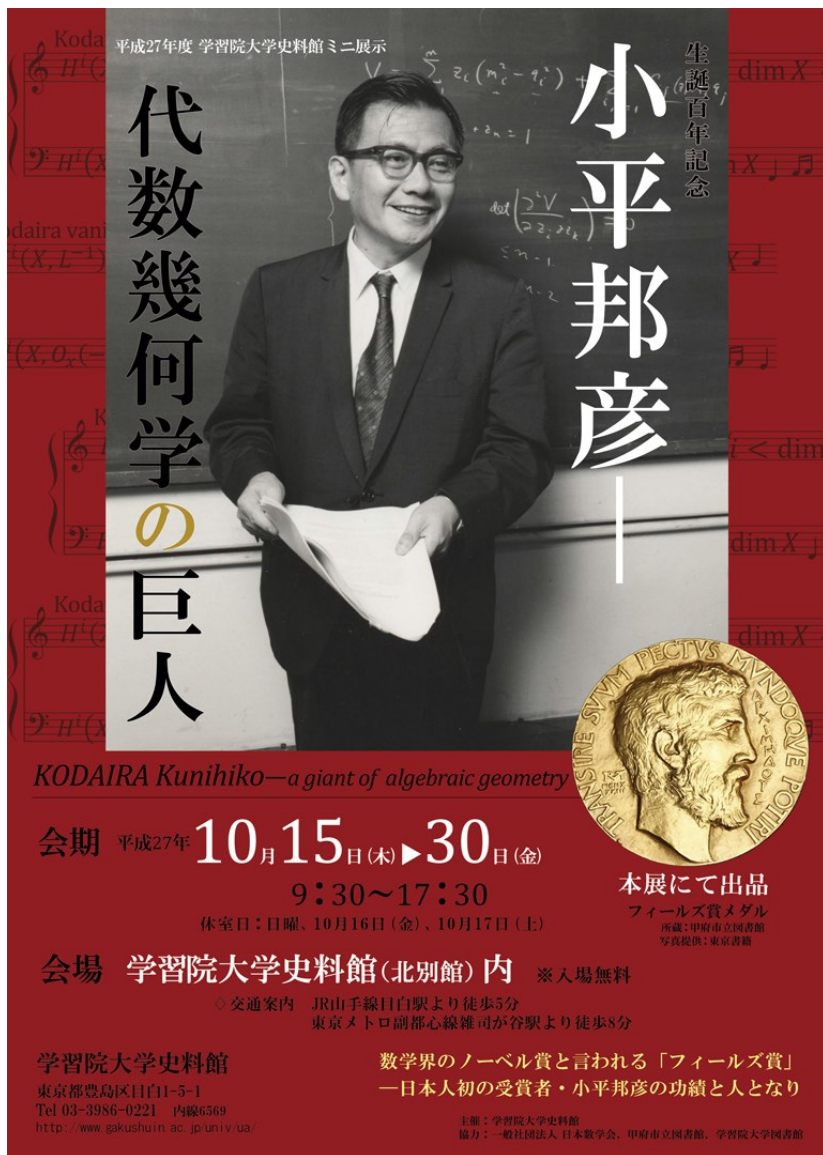
会場 学習院大学史料館(北別館)内 ※入場無料

交通案内 JR山手線目白駅より徒歩5分
東京メトロ副都心線雑司が谷駅より徒歩8分

学習院大学史料館
東京都豊島区目白1-5-1
Tel 03-3986-0221 内線6569
http://www.gakushuin.ac.jp/univ/ua/

数学界のノーベル賞と言われる「フィールズ賞」
—日本人初の受賞者・小平邦彦の功績と人となり

主催: 学習院大学史料館
協力: 一般社団法人 日本数学会、甲府市立図書館、学習院大学図書館



2015年10月15日午後、学習院大学史料館に出向き、以前、授業「アーカイブの世界」の聴講生だった浜田さんと共に展示「小平邦彦—代数幾何学の巨人」を見学した。ミニ展示なので、展示スペースは限られていたが、それだけに展示品はてんこ盛り。フィールズ賞のメダルは甲府市立図書館所蔵。これも甲府市立図書館所蔵の小平の高校時代の手書きのノートが2点、戦後最初の「頭脳流出」で米国に一人暮らしした時期に書かれた家族あての書簡が10通ほど、壁には年譜、家系図、思い出の写真など所狭しと掲出されていた。



↑ 展示会のチラシ 史料館入口で浜田さんと

展示ケース2つに隙間なく置かれた所蔵コメントのない資料は学習院史料館所蔵と推測した。

展示された手紙や写真類は筆者にとっても忘れがたい品々だ。というのも、小平は筆者のおじさん、父方叔母の連れ合いなのである。

小平は1997年夏に没し、その数年後には叔母も亡くなった。その後、叔母没後に叔父の遺品の処分を進めようとする従妹が筆者に声をかけてくれた。「全部処分しようと思うけど、どうかしら」と。筆者は学習院への寄贈を強く促した。今回の展示には、その時の資料が多く用

いられている。あのときの助言がこの展示につながったのかという意味でも感無量。資料は確かに役立っていた。私よりも先に展示会場を訪れたという従妹からも「捨てなくてよかった」というメールが来た。資料の価値は、時間とともに明らかになる。それも、10年、20年という単位の時間だ。その間に資料を適切に整理するのは、膨大な根気とガマンが求められる。それを乗り越えた小平資料の展示会。。。この仕事やって良かったと思うことができた、初めての経験であった。

(小川千代子)

【記憶のはなし】

哀しみ本線日本海

～モシモ シンダラ アナタ～ よみがえった 30 年前の記憶

2015年12月17日、日程がぎっしりだった月初めからの日々もようやく一段落したこの日、久しぶりにオフの朝を迎えていた。見るともなくCATVのチャンネルを動かしていたら、画面のなかで若い女性歌手が「哀しみ本線日本海」を歌い始めた。森昌子が1981年紅白トリでうたったのがこの歌だ。

そのサビのところで「～もしも しんだら あなたあ～」と歌声が響いた途端、私の記憶の中に埋もれていた積年の宿題の答えをみつけたことに気が付いた。これだ！あの時の、私が知らなかった歌…。

キーワードがばらばらと記憶の底から飛び出してきて。はじめての米国行（1985年！）、アマンド・ロサーレス・バダ（人名）、メキシコ国立公文書館（所属）、米国アーキビスト協会年次大会（場面）、ICA 円卓会議（別の会合）、それにインターナショナル・ミーティング（その夜の会合名）…。

飛び出してきたキーワードでその出来事をたどる。初めての海外アーカイブ旅行に出た1985年秋10月29日の夕方、場所は米国・テキサス州オースチンの、シェラトンホテル。これは米国アーキビスト協会の年次大会に初参加した。折しも並行して、ICAの円卓会議も開催されていた。SAAではインターナショナル・ミーティングというような名目でちょっとした夜の会合を設けた。招待客はICA円卓会議参加者とSAA大会に参加した外国人（つまりアメリカ人以外）。私は駆け出しの、外国人SAAメンバーとしてこれに招かれた。以上は記録でたどれた。この後は記憶。その会場で、私はアマンド・ロサーレス・バダと名乗るメキシコ人の女性と話をした。彼女は割と小柄で年のころも自分に近いように思われた。お互い英語で話すのだが、どちらも言葉はぎこちない。そのぎこちなさが、互いの気持ちを近づけてくれた。

やや年配の白人男性ばかりが居並ぶ部屋の片隅で、アマンドは言った。「私は日本の歌を知っている。～モシモ シンダラ アナタ～っていう歌。あなた、知らない？」しかし、私はその歌を知らなかった。だから、正直に「私はその

歌を知らない。でも、その意味はね、もしも私が死んだらあなたはどうか、ということよ。いかにも日本の歌らしい内容だと思う。」などと説明した。アマンドは何度も「～モシモ シンダラ アナタ～」と低い声で繰り返し歌ってくれた。私は、その曲を知らないことがとても残念だった。どこか聞いたような曲だとは思いつつ。

その30年後の2015年12月17日午前10時半、ウィークデーの午前中で、仕事をしている人たちは結構集中している時間帯に、私はまだ部屋着のまま、CATVをぼんやりとみていた。でも、そこで流れる歌の歌詞が「もしも 死んだら あなたア～」と聞こえてきたとき、私は文字通り背中がゾクゾクとしてきた。あの、私が知らないといった日本の歌は、これだったのだ。「哀しみ本線日本海」と、手元のスマホからYouTubeを検索すると、出てきた。森昌子1981年リリースの曲。森昌子はこれを同年の紅白のトリで歌った。

YouTubeにアップされている「哀しみ本線日本海」はたくさんあった。森昌子のものであっても若い時から最近のものまで、よりどりみどりだった。そのどれを開いても「～モシモ シンダラ アナタア～」というサビは耳に残る。しかも、アマンド・ロサーレス・バダの残念そうだった表情も、ほのかに脳裏によみがえる。人間の記憶って、こんなに時空を超えて保持されるものなのだろうか。

「～モシモ シンダラ アナタア～」という日本語の表現そのものが、今となっては自分の人生の残り時間との対比で、かなり現実味を帯びてきていることも手伝い、背筋ゾクゾクはしばらく続いた。「～モシモ シンダラ アナタア～」そのあとに「泣いてくれますか」と続く。その後は「胸の痛みをあなた聞いてくれますか」「旅の重さ筆をとる綴る便りをあなた読んでくれますか」と3番まで。30年前を思い出し、35年前に流行ったナツメロ演歌を楽しむうち、2週間ぶりの師走の休日は瞬く間に過ぎた。

その後思い出したこと。アマンド・ロサーレス・バダとは、2001年に筆者が行った世界の国立公文書館のアンケート調査で、メキシコ国立公文書館の回答責任者として接点があった。(ち)

●やぶにらみ文献紹介●◆▼●◆●●図書◆論文▼逐次刊行物■その他●◆▼●◆

●『秘密と公開』シセラ・ボク、大澤正道訳
法政大学出版局 1997 ISBN:9784588005695

タイトルも、内容も、実に興味深い本である。情報は公表されたり公表されなかったりするが、その表裏一体性ととも情報の価値も右往左往する。秘密結社はその存在が知られても、メンバーが公表されなければ秘密結社のままだ。「人は、自分のことは知られたくないが、他人のことはとても知りたがる」といったのは、ジャン・ファビエだった。「正直一番」は安倍能成のコトバ。



図書館では資料を貸出しにより利用者に提供するのが一般的だが、文書館では閲覧室での閲覧が基本であり、情報公開制度があるとはいえ、すべての資料が同じ条件で利用に供されるわけではない。秘密指定文書を公文書館で公開利用に供するには秘密解除のルールが必要だ。日本の制度では、秘密指定、秘密解除に関する規定は特定秘密保護法の施行により複雑怪奇になってきている。秘密と公開という本を手にとったのは、日本の秘密指定、秘密解除のルールがきわめて不明瞭であると思ひ、その改善方法を考えるきっかけを見つけれられるのではないかと期待して入手したのがこの本だった。実際には秘密という概念と哲学が、公開という概念と哲学の補完関係にあるものらしいということを手書から学んだ。人間と秘密の関係に関する考察は実に示唆に富んでいた。その目配りの広さは、アーカイブ・オタクたる筆者の目には実に新鮮に映った。最近になって再び本書を手にとった。改めて刺激的な記述をほんの少しだけ紹介する。ぜひ図書館で探して手に取って読んでほしい。

秘密と公開に対する管理は権力を与える。それは他人が知っているもの、したがって彼らが行動するべく選択するものに影響する。逆に、権力はしばしば、こういう管理の増大を助ける。つまり、子どもは大人ほどは知らず、市民は政府ほどは知らないのだ。(中略)

それは、異常な政治的もしくはその他の権力者や、専門家に許されるような特別な秘の特権と結びつくとき、さらに大きくなる。そして、それが政府指導者の手中にある時、最大になる。

(第18章 388頁)

●辺見じゅん『収容所(ラゲリ)から来た遺書』文春文庫 1992★★★



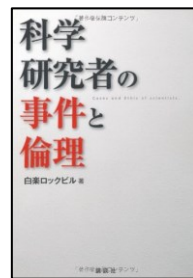
アマゾンのマイアカウントで、買いたい本にリストしてあったので購入した。購入時には、なぜこれを買おうと思っていたのかはとくに忘れていた。読了したときようやく購入の動機を見出した。それは一度は収容所でしたためられた主人公の「遺書」が関係者の善意と努力により記憶され、記憶として収容所から運び出され、関係者が収容所をあとにして帰国したのちに書き起こされた主人公の遺族のもとへと届けられたものであったから。主人公山本は亡くなる前認めた遺書のノートの冒頭「この収容所において親しき交わりを

得たる良き人々よ!この遺書はひま有る毎に暗誦、復誦されて、一字、一句も漏らさざるやう貴下の心肝に銘じ給へ。心ある人びとよ、必ずこの遺書を私の家庭に伝へ給へ。」(242頁)と記しこれを託した。託された人は数名の「良き人々」に遺書を分割して記憶するように計らった。1954年8月主人公は没し、収容所の人々は1956年12月に舞鶴に戻る。明けて1957年1月、最初の遺書が遺族のもとに届けられた。記憶した本人が、書き起こした遺書を携え遺族を訪れたのである。遺書は合計7名の「良き人々」から届けられた。最後は1987年の夏に届けられたとあり、33年の歳月を要したのであった。

筆者の親しい友人の父上がシベリア抑留から帰国した人であった。そのシベリアがどこであったのか、友人は聞いたことがなかった。別の友人もまた、父上が抑留で「アルマトイにいた」と聞いていた。アルマトイとは、カザフスタンの首都である。抑留という言葉は子供のころラジオのニュースなどでしばしば聞こえたものの、その意味するところに改めて向き合うことになったのは、ほんの最近のことだ。本書にはシベリア抑留といわれた「シベリア」の広がり(ソ連領内の抑留日本人収容所分布図(昭和21年当時))という地図で示されている。カムチャツカ半島のペドロパブロフスクからカスピ海の西側の町トビリシ、ウランバートルなどを含め、実に多くの場所に日本人が抑留されていたことをこの地図で改めて知らされた。戦後70年を経た今なお、知らないことがあまりにも多い。

●白楽ロックビル『科学研究者の事件と倫理』講談社KS科学一般書、2011★★★

筆者が本書を手にとりて広げて最初にみたのは「はじめに」の頁だ。それが「10年以上の歳月を



かけて、明治・大正・昭和・平成の136年間のすべての「科学者の事件」をデータベース化した」という書き出しである。え、どうやってそんなデータベースを作ったんだろう?それだけかなり驚かされ、引きずり込まれて読み始めた。何しろ、著者白楽ロックビル氏は話の運びが

うまい。謎のデータベースに興味をそそられた筆者は第1章から第3章まで、研究者の事件と倫理を研究するのか、外国の研究者の事件の事例、研究者の事件データベース構築前のストーリーに引きずり込まれたまま、第4章「研究者の事件データベース」の構築というタネアカシに至る。白楽氏が作成したデータベースはヨミダス文書館、ヨミダス歴史館であり、検索語は「科学者」では少ししかヒットせず「教授 OR 研究者」だと講師が脱落するなど、この分野の検索キーワードの解説はすばらしい。第6章では研究記録の基調と保存管理、研究材料の保存管理、研究ノート・研究成果の所有権といった、記録管理分野のテーマにも言及がある。第6章第5節「ねつ造・改ざん」に関する提言では、理化学研究所のガイドライン、研究不正に関する「行動規準及び遵守事項」を優良事例として紹介している。2011年9月発行

●千代子のあしあと●◆▼●◆▶●図書◆論文▼逐次刊行物■その他●◆▼●◆

▼DJIレポート No.103+104 2016年1月01日 up、10頁、PDF 国際資料研究所 www.djichiyoko.com

▼しんぶん赤旗 2015年12月28日付7頁 関係記事

▼RMSJ ニュースレター 10月号 No.72 公文書管理法5年見直し合同研究集会の提言書、総理大臣らに提出 p.1

▼常陸大宮市文書館年報 常陸大宮の記録と記憶 第1号「地域に根ざした基礎自治体文書館への期待」 p.3

▼藤女子大学図書館だより 10月号「月報 藤女子大学図書館がスゴイ理由」「新刊紹介アーカイブ・ボランティア」

▼市民会議ニュース 2015.11.26 No.163 既報 調査会 報情報 <http://blogs.yahoo.co.jp/siminkjp>

「ユネスコ『世界記憶遺産』登録を考える 2015.10.18 記録管理の専門家 国際資料研究所代表の小川千代子さんに聞く」 pp.5-7

◆記録管理学会 2014年度研究プロジェクト「研究開発における文書・記録の管理にかかわる調査と提言」最終報告書 2015年11月 研究代表山崎久道 A4判 38頁 (編集・制作を担当)

DJI国際資料研究所の主な活動 2015年10月21日～2015年12月31日

<執筆>

・『DJI レポート』No.103+104 2016010 発行 10頁 www.djichiyoko.com に PDF 掲載

・『RMSJ Newsletter』No.72 公文書管理法5年見直し合同研究集会の提言書、総理大臣らに提出

・常陸大宮市文書館年報 常陸大宮の記録と記憶 第1号「地域に根ざした基礎自治体文書館への期待」

・藤女子大学図書館だより 10月号「月報 藤女子大学図書館がスゴイ理由」「新刊紹介 アーカイブ・ボランティア」

・市民会議ニュース 2015.11.26 No.163 「ユネスコ『世界記憶遺産』登録を考える 2015.10.18 記録管理の専門家 国際資料研究所代表の小川千代子さんに聞く」

<記事掲載>

・しんぶん赤旗 2015.12.28付7面 学問・文化欄「アーカイブズ学と歴史学から考える 秘密法の問題点」明治大学でシンポ

<講演>

12月3日 秘密と公開 記録管理の立場から シンポジウム「施行1年の特定秘密保護法 歴史学、アーカイブズ学から考える」主催 日本史研究会・歴史科学協議会・歴史学研究会・歴史教育者協議会・同時代史学会・記録管理学会・日本アーカイブズ学会 明治大学リバティタワー 東京

12月9日 女性アーカイブ概論 国立女性教育会館アーカイブセンター女性情報アーキビスト研修(基礎コース)、武蔵嵐山、埼玉県

<出講>

10月21,28日 11月4,8,11,18,25日 12月2,16日 鶴見大学「記録管理論」

10月24,31日 11月7,14,21,28日 12月5,12,19日 藤女子大学図書館情報学課程「情報資源組織論」札幌

10月20,27日、11月10,17,24日、12月1,8,15,22日

東京学芸大学「博物館資料保存論」、東京

<見学>

11月8日 板橋区公文書館、東京(鶴見大学記録管理論)

11月10日 図書館総合展 パシフィコ横浜

12月3日 国立公文書館展示会、国立近代美術館常設展(シニア無料!)ともに東京・北の丸公園

<参加>

11月9日 町内会バス旅行 長瀬 埼玉県

11月19日 ポジヨレ・ヌーボの会、辻堂東海岸、藤沢

11月21日 戦争への道をゆるさない7.14 神奈川集会、神奈川県民会館、横浜

11月28日 千種台39会東京総会 シェミカワ他 赤坂

12月3日 施行1年特定秘密保護法シンポジウム、明治大学リバティタワー、東京

12月4日、11日 千種台39会札幌支部会、札幌

12月9日、10日 NWEC 国立女性教育会館女性アーカイブセンター女性情報アーキビスト研修(基礎コース)、武蔵嵐山、埼玉県

12月13日 千種台同期会、ウェスティン・ホテル・ナゴヤキャッスル、名古屋

12月13日 旭丘19期忘年会、名鉄グランドホテル、名古屋

12月17日 立憲主義・民主主義と平和を考える早稲田大学の集い 早稲田大学大隈講堂、東京

12月20日 クリスマス礼拝 代々木教会 東京

12月23日 記録管理学会 2015 研究アワード外打合 渋谷

12月23日 栗田家クリスマスパーティ 下北沢

<主催>

10月23日、11月27日 ドーナツの会 藤女子大学 札幌

<その他>

12月30日 映画鑑賞 杉原千畝 湘南ファミルシヨコ 辻堂

■巻末随想 映画鑑賞 杉原千畝



○暮れの30日、近所のシネコンで映画「杉原千畝」を見た。で、一番びっくりしたことは、1930年代から40年代前半にかけて、日本の外交官が外地で活動していたということ。考えてみれば当たり前だが、アーカイブの資料など見ても当然だが、そんなことって

もみなかった。唐沢寿明は英語がとても上手だった。でも、ホンモノの杉原はロシア語とかドイツ語が堪能だったんだ。今風だと佐藤優さんみたいな感じだったのかな。小さい映画館で、ゆったりゆっくり、1930年代40年代東欧舞台の映画を見て、ずいぶん休まった。のんびりした暮れを過ごして、かなりリフレッシュできた気がする。さて、これで謹賀新年!

Documenting Japan International Report 国際資料研究所報 電子バージョンのマーク! ISSN 1342-632X

DJIレポート DJIホームページ <http://www.djichiyoko.com> No. 103+104 20160101

発行所: 国際資料研究所 Documenting Japan International Email: djiarchiv@yahoo.co.jp 代表 小川 千代子 〒251-0045 神奈川県藤沢市辻堂東海岸3-8-24 fax+ phone 0466-31-5061 DJI Blog: <http://djiarchiv.exblog.jp>